

不用品などを強引に買い取る「訪問購入」のトラブルが、高齢者を中心に増えているという報道があった。相談事例やトラブルに遭わないための対策を教えてください。

（60歳代 女性）

訪問購入に関する相談が全国の消費生活センターに多数、寄せられています。特に、60歳以上の方からの相談が7割を占めているのが特徴です。

相談事例として、「電話では古い着物などの不用品を買い取ると言ったのに、訪問の際、着物は買取りしないので貴金属を見せるよう言われた」「貴金属を見せるように言われ『無い』と伝えると大声でどなられ、怖い思いをした」「見せるだけと思っていた形見の指輪を買い取られてしまった。返却を求めたが、既に転売したと言われた」などがあります。

特定商取引法では、購入業者は事前に電話で氏名か、名称と勧誘の目的を告げ、勧誘する物品の種類を明らかにしなければならないと定められています。また、消費者の迷惑になるような執拗な勧誘や、長時間の勧誘も禁止しています。さらに、訪問購入の契約を締結する場合、業者は消費者に契約書面を交付しなければならないと定めています。

この場合、消費者は仮に契約をした場合でも、契約書面の交付を受けた日から8日間は、クーリングオフにより、無条件で契約を解除することができます。また、同期間は物品の引き渡しを拒むことができるとされています。

訪問購入のトラブルに遭わないためには、

- ・突然訪ねてきた購入業者は家に入れない。
- ・購入業者を自宅に呼ぶ場合、1人ではなく複数で対応する。
- ・買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたらきっぱり断る。
- ・貴金属などは、その場で渡さない。
- ・交付された書面はしっかり確認する。

上記5点に留意しましょう。

もし購入業者とトラブルになったり、不審なことや困ったことがあった場合は、お近くの消費生活相談窓口に相談してください。